

## **[事案 2021-47] 契約無効請求**

・令和4年5月26日 裁定不調

### **<事案の概要>**

募集人から不告知教唆等があったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成30年7月に契約した変額保険およびがん保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返してほしい。

- (1)告知の際に、通院中であること等を募集人に話したが、告知しないよう指示された。
- (2)保険会社の対応に不信感しかない。

### **<保険会社の主張>**

募集人は申立人の通院歴等を聞いておらず、不告知教唆を行った事実はないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人から不告知教唆があったという事実は認められないものの、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。